

掛川市告示第30号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定により、a区域、b区域及びc区域に該当する区域を次のように定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月30日

掛川市長 松井三郎

区域の区分	該 当 地 域
a 区域	騒音規制法に基づく第1種区域並びに第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b 区域	騒音規制法に基づく第2種地域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）
c 区域	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

備考

- この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音の規制地域の指定等（平成23年掛川市告示第43号）別表の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。
- この表において、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。